健康福祉局人材育成推進委員会設置要綱

(平成 18年8月9日) 18川健庶第 1056号

(目的及び設置)

第1条 川崎市人材育成基本方針等を踏まえ、社会状況の変化に応じ、保健・医療・福祉分野における多様化・複雑化した市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、健康福祉局職員及び関係局区の保健・医療・福祉行政に関わる職員(以下「専門職等」という。)の人材育成の推進を図るため、健康福祉局人材育成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 健康福祉局における人材育成の推進に関すること。
 - (2) 健康福祉局人材育成計画の策定及び取組状況の進捗管理に関すること。
 - (3) 専門職等の人材育成に係る連絡調整に関すること。
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、総務部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、総務部庶務課長をもって充て、委員長が事故その他の理由により職務を 遂行できないときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員会の招集)

- 第4条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営委員会等の設置)

第6条 委員会は、人材育成の取組の充実・強化を図るため、必要に応じて関係職員による運営委員会等を設置することができる。

(推進員)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、総務部庶務課及び委員の属する課に人材育成推

進員(以下「推進員」という。)を置き、総務部庶務課にあっては庶務係長、委員の属する課にあっては、当該課の係長(これに相当する職を含む。)のうちから当該課の委員が指名する者をもって充てる。

2 推進員は、委員会の所管事務に関して委員(委員長及び副委員長を含む。)の職務を補佐し、局における人材育成の推進を支援するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この要綱は、平成18年7月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、令和3年6月7日から施行する。 附 則
- この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

総務部	企画課長
生活保護・自立支援室	保護指導担当課長
地域包括ケア推進室	ケアシステム担当課長
長寿社会部	高齢者事業推進課長
障害保健福祉部	障害計画課長
保健医療政策部	保健医療政策担当課長
医療保険部	医療保険課長